



※1 自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利。

※2 公法上の原因に基づいて発生する債権。時効により債権が自動消滅。

※3 私法上の原因(契約等の当事者間(国民)の合意)に基づいて発生する債権。時効の援用により債権が消滅。